

# 令和7年度 JIA BIMの活動報告

建築設計三会 設計BIMワークフローガイドライン検討委員会 及び JIAのBIM特別委員会活動

公益社団法人 日本建築家協会

20260324

第39回	20250526
第40回	20250630
第41回	20250728
第42回	20250826
第43回	20250929
第44回	20251027
第45回	20251117
第46回	20251222
第47回	20260126
第48回	20260302

## 1. 各部会の報告

- ・ 建築BIM推進会議
- ・ 建築BIM環境整備部会
- ・ 戦略TF 審査TF 標準化TF

## 2. 国交省TF(審査TF・標準化TF)と三会の連携について

- ・ 営繕BIMモデル ArchiCAD版公開共有
- ・ Revit版・ArchiCAD版参考テンプレートのBLCJサイト公開共有
- ・ Revit版 RC造3000㎡庁舎モデル（意匠・構造・設備）のBLCJサイト公開共有
- ・ 部会2 設計者向けのBIM図面審査説明会資料共有

## 3. その他

- ・ 一般社団法人 BIM標準情報活用協会（BIM SIA）の設立について

## 4. トピック

- ・ 『建築物の設計における成果図書の作成を目的としたBIMデータ入力の方法(第1版)』の公開

## 設計BIMワークフロー検討委員会

『建築物の設計における成果図書の作成を目的としたBIMデータ入力の方法(第1版)』の公開について

公益社団法人 日本建築士会連合会  
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会  
公益社団法人 日本建築家協会

20260324

## ■目的

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（令和6年国土交通省告示第8号）（以下「告示第8号」という。）においては、成果図書の作成方法（手書き・CAD・BIMなど）については特に定められていませんが、本解説書では、別添一第1項「1 設計に関する標準業務」第一号「基本設計に関する標準業務」ロ及び同第二号ロに規定される基本設計及び実施設計の「**成果図書**」の作成を目的とした場合の、BIM（Building Information Modeling）ソフトウェアの現状における一般的な活用方法として想定される、BIMデータ入力の方法と、その方法を踏まえたモデリングガイド等を示しています。

設計者による自由なBIMの活用を前提として、**柔軟で合理的なBIMの活用方法を提示**することにより、**BIMの普及を後押し**することを目的としています。

令和3年10月に公開された「**設計BIMワークフローガイドライン建築設計三会（第1版）**」は、一貫したワークフローを実現するための「**あるべきBIMデータ**」を作成することを目的として作成されています。この状況を踏まえ、当面、「**建築物の設計における成果図書の作成を目的としたBIMデータ入力の方法**」を作成し、関係者間の共通理解を図り、これを運用することで更に**設計者がBIMに取り組みやすい環境の構築**を目指しています。

建築物の設計における成果図書の作成を目的とした  
BIM データ入力の方法  
建築設計三会(第1版)

令和8年3月

建築設計三会 設計BIMワークフロー検討委員会  
(日本建築士会連合会・日本建築士事務所協会連合会・日本建築家協会)

## 目 次

1. はじめに.....	2
2. 各ステージの意匠・構造・電気・設備のBIMデータ入力の方法.....	5
2-1. 建築物の設計における成果図書の作成を目的としたBIMデータ入力の考え方.....	5
2-2. 基本設計におけるBIMデータ入力の方法.....	8
2-3. 実施設計におけるBIMデータ入力の方法.....	10
3. 建築物の設計における成果図書の作成を目的としたオブジェクト別のモデリングガイド ....	15
3-1. 空間要素オブジェクトのモデリングガイド.....	17
3-2. 意匠要素オブジェクトのモデリングガイド.....	18
3-3. 構造要素オブジェクトのモデリングガイド.....	29
3-4. 電気設備要素オブジェクトのモデリングガイド.....	40
3-5. 機械設備要素オブジェクトのモデリングガイド.....	46
4. 建築物の設計における成果図書の作成を目的としたEIR(BIM業務仕様書)と BEP(BIM実行計画書)ひな型(案) .....	62
4-1. 建築物の設計における成果図書の作成を目的としたEIR(BIM業務仕様書)(案) .....	64
4-2. 建築物の設計における成果図書の作成を目的としたBEP(BIM実行計画書)ひな型(案) .....	71

## 建築物の設計における成果図書の作成を目的とした BIM データ入力の方法

### 1. はじめに

#### 1) 本解説書の目的

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（令和 6 年国土交通省告示第 8 号）（以下「告示第 8 号」という。）においては、成果図書の作成方法（手書き・CAD・BIM など）については特に定められていませんが、本解説書では、別添一第 1 項「1 設計に関する標準業務」第一号「基本設計に関する標準業務」ロ及び同第二号ロに規定される基本設計及び実施設計の「成果図書」の作成を目的とした場合の、BIM（Building Information Modeling）ソフトウェアの現状における一般的な活用方法として想定される、BIM データ入力の方法と、その方法を踏まえたモデリングガイド等を示しています。

設計者による自由な BIM の活用を前提として、柔軟で合理的な BIM の活用方法を提示することにより、BIM の普及を後押しすることを目的としています。

#### 2) 「BIM を活用した設計等の業務」とは（CAD 等による図面作成との違い）

BIM は従来の CAD 等による図面作成とは異なり、三次元モデルと属性情報を統合的に取り扱うことが可能なデータ構築・管理手法です。BIM は単なる三次元モデルや図面作成のツールではなく、コンピューターが認識可能な建物データベースを構築することを本質的な目的の一つとしています。従来の設計業務では、専門知識を有する人間が設計者の意図を視覚的に判断しやすいように、図面という形式で表現し、伝えることが最も重要でした。一方、BIM は建築に関するデータを一元的に管理し、デジタルデータとして蓄積することで、コンピューターによるデータの検索・抽出・分析を可能とし、関係者間での効率的な情報共有を実現する点にもその重要な意義があります。

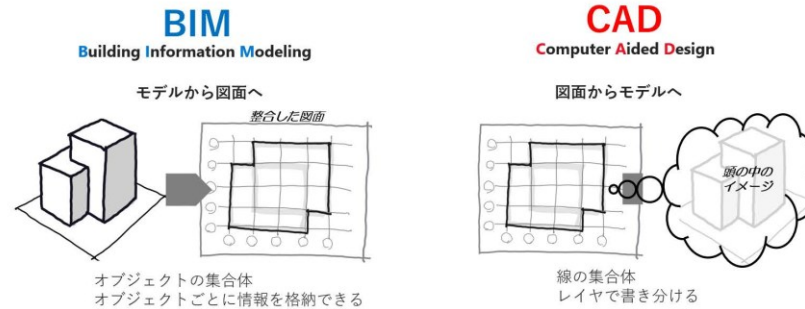
「建築確認申請でのデータ審査による効率化」、「施工段階での仮設計画や進捗管理でのデータ活用」、「竣工後の運用・維持管理でのデータ活用」の他、「建築業界の枠を超えたデータ活用」など、BIM データは設計だけでなく、建物のライフサイクル全体にわたって情報を活用できる仕組みとして、ますます重要性を増しています。

BIM モデルは、オブジェクトの集合体で構成され、それぞれのオブジェクトに属性情報を付与できるという特徴を有していますが、これが、従来の CAD がレイヤ分けされた線種の書き分けによって図面を直接作成していた手法と、本質的に異なる点です。

BIM による設計図書作成作業の流れは、従来の CAD 等による手法とは異なり、まず初めに建物の三次元モデルを構築し、当該 BIM モデルから平面図や立面図のベースとなる二次

元図面を切り出し、その後当該図面の体裁を整えるという手順になります。このように BIM モデルが先行することで、図面を読み解く専門知識が無くても内容を直感的に理解しやすくなり、関係者の合意形成の円滑化に繋げることが可能になります。

単一の BIM モデルから切り出した図面をベースとしているため、各種図面の整合性が確保されますが、そのままでは図面として判別しやすい状態になっておらず、線の重なりや寸法表示、ハッチングの調整など、人間が視認しやすいように体裁を整える作業を行って始めて成果図書として完成します。モデルを作成すれば自動的に図面が完成するわけではない点には注意が必要です。



### 3) 「BIM を活用した設計等の業務」の現状

現在、設計業務における BIM の活用状況は様々です。発注者から BIM の使用を指定される場合もありますが、設計者が自主的に BIM を導入するケースも増えており、作成される BIM データ自体にもばらつきがあります。

国土交通省の官庁営繕事業においては、「官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン」（平成 26 年 3 月 19 日国営施第 15 号（以下「ガイドライン」という。）」に基づく BIM 活用に係る手続等として、『官庁営繕事業における BIM 活用実施要領』（令和 5 年 3 月 23 日国営施第 28 号 最終改定 令和 6 年 3 月 21 日 国営施第 24 号）が定められており、同要領において設計業務における BIM 活用の要件である設計業務 EIR (Employer's Information Requirements) 様式が示されています。そこでは、基本設計での外観及び内観(一部)の提示、実施設計での一般図作成と干渉チェック、BIM オリジナルファイル及び IFC の提出が指定項目で求められています。

このように、設計業務においては、求められる BIM 活用の程度がプロジェクトごとに大きく異なり、それに応じて設計者に求められる体制や作業量も変動しますので、発注者から BIM 使用が指定された場合は、その目的に応じて BIM データの入力範囲、成果物等について、発注者、受注者間で合意し取り交わす必要があります。

#### 4) 「成果図書」を BIM で作成する場合の作業効率

BIM ソフトウェアを用いることで、必要な詳細度の 3D モデルを作成し、そのモデルの構成要素に属性情報を持たせた BIM データを作成することができます。前述のとおり BIM データは建物データベースとしての利用に非常に優れた価値を有しており、そういう意味で BIM ソフトウェアは非常に優れたツールであると言えます。

しかし、従来の成果図書の作成を念頭に置いた場合、BIM ソフトウェアは仕上表などのリスト形式の図面作成には強みがありますが、特に詳細図では 2 次元的に書き込む表現が多いため、2 次元の図表現に特化した従来の CAD ソフトの方が有利な面があります。日本国内で求められる成果図書の作成を BIM ソフトウェアだけで完結させることは、現段階においては、必ずしも効率的とは言えません。この点が、国内で BIM の普及が進みにくい要因の一つとなっています。

#### 5) 目的に応じた BIM データへの入力情報

設計段階で BIM データへの入力を行う情報は、成果図書を作成するための情報にとどまらず、建築生産プロセス全体の高度化や他分野との連携など、様々な目的に応じて異なります。

例えば、カーボンニュートラル実現に向けたホールライフカーボン算出や、ZEB 実現に向けた省エネ性能算出を効率的に行うための情報、竣工後の運用・維持管理に必要な情報、PLATEAU[プラトール]へ連携するための情報などが考えられます。本解説書では、多様な活用の基礎となるデータ入力の共通理解が期待できます。

ただし、BIM データへの入力はその目的に応じて際限なく拡張できてしまうため、業務の目的に応じて求められるデータ入力については、個別に取り扱うことが必要です。

#### 6) 「建築物の設計における成果図書の作成を目的とした BIM データ入力の方法」

##### を作成する意図

令和 3 年 10 月に公開された「設計 BIM ワークフローガイドライン建築設計三会（第 1 版）」は、一貫したワークフローを実現するための「あるべき BIM データ」を作成することを目的として作成されています。ここでいう「あるべき BIM データ」とは、設計段階で作成した BIM モデルに、維持管理の段階で必要となる属性情報を追加し、建物の運用・管理にも対応可能と考えられるデータのことです。

第 1 版に対して本解説書は、当面、「建築物の設計における成果図書の作成を目的とした BIM データ入力の方法」を示し、関係者の共通理解を図り、これを運用することで更に設計者が BIM に取り組みやすい環境の構築を目指しています。